

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

第3期横須賀こども未来プラン（案）

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和7年（2025年）2月5日

横須賀市児童福祉審議会

お問い合わせ先：民生局福祉こども部
子育て支援課
電話 046-822-8268（直通）

パブリック・コメント手続の結果について

1 意見募集期間

令和6年11月11日（月）から令和6年12月2日（月）まで

2 意見の提出者数と意見件数

意見募集に対し、52人から171件の意見の提出がありました。

3 提出方法別の意見提出者数

提出方法	人数
直接提出	3人
郵送	0人
ファクス	5人
E-mail	44人
合 計	52人

4 素案への意見件数

項 目	件数
第1章 横須賀こども未来プランについて	0件
第2章 横須賀市のこどもや子育て家庭等を取り巻く状況	3件
第3章 基本理念と施策体系	8件
第4章 具体的な施策	134件
第5章 子ども・子育て支援法に基づく特定事業	12件
第6章 プランの達成状況の点検及び評価	1件
その他 第3期横須賀こども未来プランの策定に関する意見	5件
その他意見	8件
合 計	171件

5 提出された意見の概要及び児童福祉審議会の考え方

(1) 第2章 横須賀市のこどもや子育て家庭等を取り巻く状況

No.	意見の概要	件数	考え方
1	表やグラフの下部に、資料「横須賀市子どもの生活等に関するアンケート調査」「横須賀市次期横須賀未来プラン策定に向けたニーズ調査」とあるが、どういう調査か加筆した方がいい。	1 件	本計画策定にあたり、令和5年11月から12月にかけて市民向けのアンケート調査を行いました。両調査の概要については資料編の185頁以降に記載しています。
2	【32頁】 「同居している家族」のグラフがあるが、ひとり親世帯における状況のグラフなのかどうか分かりにくい。	1 件	同グラフについては、ひとり親世帯に限らず、回答があった小学5年生、中学2年生がいる全ての家庭の状況を示したものです。 ご指摘を踏まえて、説明文を一部修正しました。
3	【50頁】 第1期と第2期の進捗と結果について、50頁のみに出ているがその他の項目がないのはなぜか。	1 件	50頁以外にも、第2章の39頁～49頁にかけて、第1期から第2期の主な事業の利用状況を一括して掲載しています。
合計		3 件	

(2) 第3章 基本理念と施策体系

No.	意見の概要	件数	考え方
4	プランの横須賀らしさや問題点、目指したい方向がわかりにくい。	2件	今回の計画では、国のこども大綱を勘案した「市町村こども計画」としても位置づけるため、こどもに係る施策についてより幅広く全般的に記載しています。 また、基本理念は冗長にならないようシンプルなものとし、横須賀らしさはその前置きに「横須賀ならではの多様性に富んだ、そして強固な地域社会を活用しながら」と記載することで表しました。
5	【55頁、59頁】 「～を感じないようなまち」は「～を感じないまち」としたほうが適切ではないのか。次ページ以降にも「ような」との表現が散見されるが、プラン立案の覚悟が疑われる表現だと感じる。	1件	ご意見を踏まえて、また、他の表現と統一感を持たせるため、「～を感じないようなまち」から「～を感じないまち」などに修正しました。
6	【56頁】 3段落目の「学業成績が遅れている」は正しい表現なのか。	1件	3段落目と4段落目については重複する内容が多いため、3段落目を削除し4段落目に集約いたします。また、あわせて青年期の取り組みに関する文言を追加しました。
7	【59頁】 「感じること」「感じる事」と記述が統一されていない。	1件	ご指摘のとおり、「感じること」に文言を統一します。

8	【60頁】 「こども・若者社会参画や…」が何か分らない。「こども・若者の参画」ではないのか。また、こども施策の策定・評価する児童福祉審議会は平日日中の開催であるため、今後は学業等に支障のないような日程に配慮されたい。加えて、こども・若者の意見表明を支援する専門員を配置されたい。	1件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。 なお、文言整理のため「こども・若者社会参画」を「こども・若者の社会参画」に修正しました。
9	愛らんとの子育てアドバイザー及びコンシェルジュの資質向上、育成に市として取り組んで欲しい。	1件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
10	【60頁】 「意識改革」の対象は誰か。市職員であれば理解できるが、市民であれば表現としていかなものか。こども・若者にやさしい社会は望むところだが、行政が市民の意識改革を行おうとするのは思想信条の自由の侵害につながる懸念がある。	1件	こども大綱の「全てのこどもや子育て中の方々を応援するという社会全体の意識改革」を勘案し、社会全体の機運を醸成していきたいと考えています。
合計		8件	

(3) 第4章 具体的な施策

No.	意見の概要	件数	考え方
11	第1章の趣旨にあるように「児童の権利に関する条約の精神にのっとり（中略）その権利の擁護が図られ」るためのプランならば、その権利と施策の相関関係がわかる記載をしてほしい。	1件	施策一つ一つが個別にどの権利擁護にあたるかに限らず、全てのこども施策の推進にあたって「児童の権利に関する条約」の原則の精神に則ることが重要と考えています。

12	【65頁、1-(1)-ア-1】 いじめが低年齢化しているため、子どもの権利は未就学児から周知すべきであり、リーフレットは誰もが目にできるようにする必要がある。市のHPへの掲載だけでなく、なお一層の周知が求められる。	1 件	いただいたご意見を参考に、こどもの権利について、未就学児を含めた幅広い市民への周知に努めてまいります。
13	【65頁、1-(1)-ア-1】 こども・若者が権利の主体であることについて、リーフレットの配布のみでは社会全体で共有できないと考える。こどもが意見を話し、具現化できる場を施策として取り入れてほしい。	1 件	こどもの権利に関する周知については、リーフレットを学校現場でも活用いただくなど、理解促進に取り組んでいるところです。 また、こどもの権利に関する理解促進だけでなく、130頁のとおり、こども・若者の社会参画・意見反映に関する取り組み（大柱4－中柱1）も進めてまいります。
14	【65頁、1-(1)-ア-3】 人権教育を幼児にも導入する必要があるため、幼児教育や保育に携わる者への指導力向上を求めます。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。

15	【67頁、1-(2)-ア-9】 廃止で少なくなった青少年の家（みんなの家）で多様な遊びの推進を行うのはむしろ体験格差を生むので、格差を是正してほしい。	2 件	横須賀市F M戦略プランに基づき、青少年の家のうち老朽化施設の廃止等を進める一方で、継続する施設では多様な遊びを提供するよう努めていくものですが、ご意見も踏まえ、計画の表記については一部修正し、「多様な遊びの体験を推進します」という表現は削除します。 また、今後は放課後子ども教室での体験活動の充実等を含め検討してまいります。
16	【67頁、1-(2)-ア-9】 青少年の家（みんなの家）が相次いで閉鎖され、子どもたちから遊び場が減ったことへの不満の声が多く、限られた活動内容や過度な規制により、子どもらしさが尊重されない場面が見受けられる。リニューアル再開と子どもらしさを尊重できる場にしていきたい。	1 件	横須賀市F M戦略プランに基づき、青少年の家のうち老朽化施設の廃止等を進めていますが、継続する施設では多様な遊びを提供するよう努めてまいります。職員の対応等についてはご意見として承り、改善に努めてまいります。
17	【67頁、1-(2)-ア-10】 愛らんどでの高校生の保育ボランティア受け入れを推進し、高校生に乳幼児と触れ合う機会を提供することで、将来の子育てへの戸惑いを軽減することが必要ではないか。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
18	【68頁、1-(2)-ア-18】 博物館のリニューアルについて、小学校低学年～中学年が理解できる展示・解説も用意してほしい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。

19	【69頁、1-(2)-ア-19】 子どもたちが公園で遊べる環境が少なくなっている。ボールを使用禁止にするなどもう少し子どもがのびのびと遊べる環境を作ってほしい。	1 件	ボール遊びについては賛否両論がありますが、「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」に則り、公園利用者や地域の方々の意見をお聞きした上で、利用のルールも含めたこどもたちがのびのびと遊べるような公園づくりを検討してまいります。今回のご意見につきましては今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。なお、5 頁に「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を横須賀こども未来プランの「他計画との関係」に追記しました。
20	【69頁、1-(2)-ア-19】 「こどもや子育て世帯の目線に立った公園づくり」、公園でボール遊びができなくなってきたので、きちんとこのこども未来プランの中でも位置付けてほしい。	1 件	
21	【69頁、1-(2)-ア-19】 多様な遊びや体験について、未就園の幼児も享受できるような環境整備や施策を講じられたい。こどもが自由な発想で自ら遊ぶ力を発揮できる環境が必要と考える。	1 件	こどもたちの遊び場の一つである公園を整備する場合には、最低限の安全性の確保やルール作りについて、地元町内会や活動団体等のニーズを踏まえた検討が必要であると考えます。それらを踏まえ、「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」に則り、こどもたちがのびのびと遊べるような公園づくりに努めてまいります。今回のご意見につきましては、今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。なお、5 頁に「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」を横須賀こども未来プランの「他計画との関係」に追記しました。

22	【69頁、1-(2)-ア-21】 ブックスタート事業において配布している絵本の情報を愛らんどと共有することで、乳幼児の読書活動のさらなる推進を図ってください。	1 件	現在、愛らんどとは子ども向け行事の情報を提供していますので、配付絵本の情報についても共有していきたいと思います。
23	こどもたちが遊べる場所が必要 (申込不要で自由に遊べる、プレーパーク、自然遊び、夏休みで快適な室内など)	4 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
24	市主催でNP（ノーバディーズ・パーフェクト）プログラムを実施してほしい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
25	【74頁】 ジェンダー平等に関する事業について、子どもの権利を守るために、幼児期においても、こども本人や保護者に対しての施策が必要ではないか。	1 件	幼児を持つ保護者に対しても、ジェンダー平等と多様な性への理解が促進されるよう、取り組みを進めてまいります。
26	【74頁】 小学校の教員に対する性的マイノリティに関する研修の実施は明記されているのに、同じく小学生と日々関わっている放課後支援員については何故書かれていないのか。	1 件	「放課後児童支援員等への研修」については、161ページの事業の方向性の⑧に記載しています。なお、毎年実施している放課後児童支援員等を対象とした行政研修は、昨今の事件・事故等により支援員等の関心が高まっている内容を中心にテーマを選定していますので、性的マイノリティに関する研修の実施についても、放課後児童支援員等のご意見を聞きながら、実施について検討します。

27	【75頁、1-(3)-ア-1】 プレコンセプションケアの認知度と普及啓発について、「特に思春期含めた全世代」と表記し、性教育や不妊につながる問題などを学校教育のみならずイベント等含め、専門的な団体とも連携しながらの実施も検討してほしい。	1 件	今後の施策実施に向けて、貴重なご意見として承ります。 なお、ご意見を踏まえて「全世代（特に思春期）」に修正のうえ、より分かりやすいよう複数課にまたがる取り組みをひとまとめに記載しました。
28	指導要領で、性については生物学的な視点が強く、適切な性教育がいまだに行われていない。インターネットの普及により性情報にさらされている。施策は女性への対応が多いように感じる。男性にも行っていただきたい。プレコンセプションケアで可能なのか不案内だが、いくつかの自治体で、UNESCOの国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿った性教育「包括的性教育」が導入されている。横須賀市でも導入を検討していただきたい。	1 件	今後の施策実施に向けて、貴重なご意見として承ります。 なお、各学校が児童生徒の実態や発達段階に応じて適切な性の指導が行えるよう、引き続き支援してまいります。
29	【76頁、1-(4)-ア-3】 中学生を対象に生活困窮世帯の学習支援を実施しているが、中学生だけではなく、小学生まで対象を拡大すべきではないか。	1 件	市内の小中学校には、学習内容の定着状況に課題のみられる児童生徒を対象に、個別の学習指導や少人数での補習等の支援を行う「学習支援員」が配置されており、生活困窮世帯であるかどうかを問わず学習支援を受けられる環境がすでに整備されています。 生活困窮世帯を対象とした学習支援事業は、全日制高校への進学率と生活困窮から自立する割合が比

			例することを踏まえ、進学に向けた準備を本格的に取り組み始める中学校2年生・3年生を対象にしているもので、小学生への拡充は考えていません。
30	【77頁、1-(4)-イ-1】 こども未来プランに記載される家庭生活支援員派遣は、必要な方が使えるよう、市の広報媒体に掲載するなど周知を図ってください。	1 件	家庭生活支援員派遣はもちろんのこと、他のひとり親支援に関する情報も含めて周知をしてまいります。
31	指導員として家庭支援や親子支援に関わることが多いが、学校の管理職によって対応や連携が異なることは好ましくないため、要保護児童対策地域協議会のメンバーに学童保育を明記し、連携を強化してほしい。	1 件	個別の学童クラブにおいては、横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議の構成機関の一つに機関名を挙げていませんが、主管課の子育て支援課が構成機関に入っています。そのため、子育て支援課と必要時連携を図って対応しています。
32	【78頁、1-(4)-エ-3など】 放課後児童クラブに関する保育料の負担軽減について、ひとり親世帯や多子世帯への補助を継続し、さらなる充実をしてほしい。	4 件	現在、ひとり親世帯や多子世帯に対し利用料の低減策を行っています。利用料を無償にすることは難しいと考えていますが、利用者の負担軽減策については引き続き検討していきたいと考えています。
33	【78頁、1-(4)-イ-5など】 スクールソーシャルワーカーを市で正規で配置すべきではないか。中学校区に一人は配置できるよう、国にも改善を求めていく必要がある。	2 件	現在、5人スクールソーシャルワーカーを市費会計年度任用職員として任用していますが、拡充の必要があると認識しています。他自治体の状況について研究するとともに、拡充について国に要望していきます。

34	放課後児童クラブの利用料を無償化してほしい。	3 件	利用料を無償にすることは難しいと考えていますが、利用者の負担軽減策については引き続き検討していきたいと考えています。
35	幼稚園や放課後児童クラブの利用料を、保育園のように経済的に厳しい家庭への負担軽減や無償化してほしい。	1 件	幼稚園の3歳から5歳児クラスについては、給食費や教材費は保護者負担ですが、保育料は無償としています。 また、学童クラブの利用料の完全無償化は難しいと考えていますが、負担軽減策については引き続き検討していきます。
36	【79頁、1-(5)-ア-1】 発達障がい疑いがあるお子さんは早期療育につながると良いが、3歳児健診から就学前健診まで間隔があいていること、就園先から保護者へ伝えることも減っていることから、5歳児健診の必要性を感じる。また、発達の診断までに時間がかかっているため、療育の質と量を確保していただきたい。	1 件	乳幼児健診やフォローアップ教室で発達の心配があるお子さんには、こども発達相談をご案内し、必要に応じて療育相談窓口や関係機関へ情報提供を行っています。 また、3歳児健診以降の相談も随時受けており、必要時には療育に繋がられるような体制を整えています。 横須賀市療育相談センターとは、年1回連絡会を設けるなど、情報共有に努めています。 今後、5歳児健診の実施方法やフォローアップ体制等について、関係機関と検討していきます。

37	療育相談が非常に混んでいるため、働く保護者が気軽に予約ができず、困り感から虐待につながる可能性を心配している。他自治体では、専門職がこどもの発達状況を保育現場に見に来てくれたり学童職員や学校教員へ支援のアドバイスをしていると聞いている。子育て支援や保護者支援のネットワークにもっと力を入れてほしい。	1 件	発達に関するご相談は、療育相談センターの療育相談（医師の診断や療育支援を受けたい場合）の他に、こども青少年相談（こども家庭支援課）でも保護者の方のお悩みをご相談いただけます。 また、本市では、療育相談センターから専門職が保育の現場へ赴き、お子さんの様子を見たり支援者への助言を行う巡回相談を実施しています。引き続き、必要な方へ必要な支援を届けられるよう、関係機関との連携を図ってまいります。
38	【83頁、1-(5)-ウ-9】 通級による指導では、発達障害について対象に含まれているのか。発達障害による特性はそれぞれ異なるので、個別に伴走してくれる大人が校内に必要。はぐくみかんと連携した、通級指導を行える機関の充実に期待したい。	1 件	人とのコミュニケーションがうまくいかない児童生徒についても通級による指導の対象としています。発達障害の自校通級を試行している学校の取り組みについて検証を進め、通級による指導の充実を図ってまいります。
39	学校には行けなくても自宅以外の場所へ行けるよう、こどもの遊び場、学ぶ場、居場所をもっと増やしてほしい。その実現方法として、空き家の借り上げや施設の提供を検討してほしい。	1 件	本計画では、こどもの居場所づくりの重要性を認識し、児童育成支援拠点を1か所新設することとしています。この拠点は、専門職員を配置し、支援を必要とするこどもや家庭の早期発見・早期対応を行う機能を持つ施設として整備してまいります。また、こどもの遊び場や学びの場としての機能も備え、不登校等のこどもが安心して

			過ごせる居場所となることも目指します。設置場所については、利便性や安全性、施設の規模等を総合的に検討してまいります。 なお、児童育成支援拠点とは、単なる居場所としてだけでなく、専門職員を配置し、こどもの健全育成と家庭支援を一体的に行う機能を持つ施設として整備してまいります。
40	不登校児童とその保護者を支援する団体に対して、人件費、ボランティア謝金、家賃、管理費等の補助金を交付してほしい。また、不登校児童とその保護者に対して、支援団体の利用料等の助成金を交付してほしい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。 なお、本計画では、支援を必要とするこどもや家庭の早期発見・早期対応を行う児童育成支援拠点を1か所新設することとしています。この拠点において、専門職員による支援や関係機関との連携を図りながら、不登校児童等とその保護者への支援に取り組んでまいります。
41	学校、相談教室、フリースクール等のいずれにも通えないこどもへの支援を充実してほしい。このようなこどもが疎外感を感じることをのないよう配慮してほしい。また、不登校児童に対する社会の理解促進のため、学校への働きかけや市の広報での特集など、啓発活動を実施してほしい。	1 件	本計画では、支援を必要とするこどもや家庭の早期発見・早期対応を行う児童育成支援拠点を1か所新設することとしています。この拠点は、専門職員を配置し、学校やフリースクール等の既存の支援機関に通えないこどもを含め、様々な状況にあるこどもとその家庭に寄り添った支援を行ってまいります。 また、児童育成支援拠点の運営に

			あたっては、学校との緊密な連携体制を構築し、不登校等のこどもへの理解促進と適切な支援の実現に取り組んでまいります。こどもが安心して過ごせる環境づくりに向けて、関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいります。
42	【88頁、1-(6)-ア-20】 意見表明等支援員の派遣は対象を社会的養護下のこどもに限定せず、全てのこどもが必要な時に意見表明の支援を受けられるような体制作りをしてほしい。	1 件	こどもたちの意見表明（自分で意見を考え、自分で意見を表明すること）については、学校や家庭など周囲のサポートが必要とされていますが、社会的養護下のこどもたちは、被虐待経験や成育歴から大人への不信感を持ち、自分の意見を言うことが苦手な場合が多い傾向にあります。国の方針としても、措置・一時保護等の決定の場面や、その後の生活場面において、こどもの意見が考慮された上で措置等の決定がなされるように、意見表明等支援員による支援が必要とされています。そのため、特に社会的養護下のこどもたちに対する意見表明等支援の体制整備が必要と考えます。 また、意見表明の機会として、市内の小中学校等に「こどもの権利」リーフレットを配布し、相談窓口等の周知を行っております。

43	ファミリーホームや自立援助ホームで暮らす児童は、施設を出てから一人で暮らすために必要なスキルがない場合が多い。家事等で困らないように施設入所中にスキルを身に付けたり、退所後も相談できるとよい。	1 件	施設によって、金銭管理について学ぶ機会があったり、一人暮らしに向けて家事の練習をしています。また、入所中から自立支援コーディネーターが児童と関わり、関係機関と連携しながら退所後の生活のサポート体制を整えています。
44	【92頁、1-(6)-ウ-1】 ヤングケアラーが必要な支援を気軽に頼れるよう、周知・啓発活動を行い、支援を受けられる環境を整えてほしい。	1 件	ヤングケアラーが周囲に助けを求められるように周知・啓発を進めていくとともに、児童・生徒の所属する機関が状況をキャッチすることが想定されるため、関係機関と連携を図っていくよう努めていきます。
45	子どもが慣れ親しんだスクールカウンセラーの異動を、急に知らされて困惑した。きちんとお別れが言えるように事前に知らせてほしい。また、スクールカウンセラーは小学校へは月に1回程度の配置となっていて、校内での情報共有が十分にできないようである。もっとカウンセラーの人員を増やしてはどうか。 ある小学校の相談員は7年間変わっていないが、その相談員と合わない子どももいる。なぜ、ずっと同じ相談員を配置しているのか。相談員と子どものトラブルについては、どのように報告されるのか。	1 件	県費スクールカウンセラーの異動は例年3月中旬に県教育委員会から通知されます。ご意見について、県教育委員会に伝えるとともによりよい対応を検討していきます。増員について、県費スクールカウンセラーは、以前は、各中学校に1人の配置でしたが、2人配置の重点配置校が増えています。また、市費スクールカウンセラーを一部の小学校に配置しているところですが、一層の拡充について検討していきます。 相談員について、自己評価と校長による評価を年1回行っています。また、指導主事等が学校

			訪問や相談員研修の際に状況を確認しています。そのうえで、全市的な状況を踏まえて配置を決定しています。
46	【95頁】 1－（７）－エ－２「通学路の交通安全確保」と1－（７）－エ－３「通学路の安全対策」の違いはなにか。	1 件	同じ内容の施策のため、1－（７）－エ－３「通学路の安全対策」は削除いたします
47	【95頁】 通学路の安全対策として、ブロック塀の危険個所のチェックと改善をお願いしたい。	1 件	毎年行っている通学路合同点検等で、ブロック塀についても引き続きチェックしていきます。
48	【100頁、2－（１）－ア－2】 不妊治療は保険適用外で高額なため、検査や治療費の助成金の適用範囲を広げていただきたい。	1 件	令和４年４月から、体外受精などの不妊治療は保険適用となりました。市では、体外受精や顕微授精について、保険適用の治療と併用して先進医療を実施した場合、先進医療の費用に対して上限５万円の助成、保険外診療で治療をした場合、30万円を超えた部分に対して上限10万円の助成をしています。また、不育症は、保険外診療での検査費に上限５万円の助成、治療費に上限30万円の助成をしています。今後も、不妊治療や不育症治療にかかる経済的負担を軽減できるよう、県や国の動向を注視し、助成制度について検討を継続していきます。

49	【100頁、2-（1）-ア-4】 【101頁、2-（1）-ア-5】 「相談カード」の配架と、「思いがけない妊娠相談カード」の配架は同一か。文言を統一してほしい。	1 件	ご指摘のとおり、「思いがけない妊娠相談カード」に文言を統一します。
50	積極的な父親の育児参加のため、全愛らんどで休日開所をしてほしい。	1 件	現在、毎月1回土曜日または日曜日に、父親対象の親子講座を実施し、また、令和4年度から市内2か所の愛らんどで休日開所を行っているところです。更なる拡充については、利用状況や利用者の声を聴きながら検討していきたいと思います。
51	【101頁、2-(1) -ア-7】 【105頁、2-(1) -ア-26】 【115頁、2-(2) -ウ-13】 フッ化物洗口・予防接種・ピロリ菌の除去は、日本国内だけでなく、海外でも賛否が分かれています。意見が分かれているものを、自治体が公費を使って推進するのは避けた方がよいと思います。必要なのは、保護者が適切に判断できるようにするために、メリット・デメリット等を公平に情報提供することだと思います。	1 件	フッ化物洗口については、むし歯予防に対する効果が確立されており、厚生労働省と文部科学省の方針に基づいて行われています。特に幼児期からのむし歯予防は将来の健康に大きな影響を与えるため、非常に重要です。 予防接種については、予防接種法に基づいて自治体の義務として実施しております。感染症のまん延防止や市民の疾病予防のために、高い接種率が重要なことから、接種率の向上のための取り組みを進めています。 ピロリ菌対策事業については、ご本人及び保護者が納得して検査を受けていただけるよう、対

			象者には事前に検査の必要性、検査方法、同意の確認方法等について個別に案内を送付しており、検査を希望されない方の意思は尊重されます。1次検査結果が陽性で確定検査や治療を受ける際には、医師から確定検査、治療法、副作用等について直接、ご本人及び保護者に詳しく説明をします。除菌をするか否かはご本人及び保護者の意思が尊重され、強制されることはありません。 今後も、本人・保護者が分かりやすい情報提供を行っていきます。
52	【102頁、2-(1) -ア-14】 食育の観点から、おやつが第4の食事であるという認識で、選定・補食をしてほしい	1件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
53	【105頁、2-(1) -ア-26】 ワクチンの効果が明記されていない。予防接種の啓発を行うのは問題である。予防接種は本人の希望により接種すること。副反応の相談治療体制をとること。	1件	いずれのワクチンも、製薬会社が厚生労働省の薬事審議会で承認を得て発行する添付文書には、対象となる感染症の予防効果や疾病の予防効果が明記されています。 小児を対象とする予防接種は予防接種法で積極的勧奨を行うこととされているA類疾病を対象とするものであり、法に基づき接種を実施し接種率の向上を目指しております。

			ご意見のとおり、接種にあたって説明を行い本人または保護者の希望により行うことは必須であり、ワクチンの効果、副反応、健康被害救済制度についての説明を行い同意の署名を取得したうえで実施しております。 なお、新型コロナウイルスワクチンについては令和6年度から高齢者への接種は実施していますが、小児含む高齢者以外の方への接種は実施も推奨もしていません。 予防接種による副反応については、予防接種法に健康被害救済制度があり、市で相談と申請を受け付けております。予防接種による健康被害と認められた場合はかかった医療費等の給付が行われますので、副反応が疑われる場合、まずはかかりつけ医等にご相談し適切な診療を受けていただくよう案内しております。
54	【85頁、1-(6) -ア-8】 子ども若者支援、子育て支援のための支援要員の募集、育成講習をして家庭訪問をふやしてはどうか。	1 件	現在、こんにちは赤ちゃん訪問では、4 か月までのお子さんがいる家庭の全数訪問を実施しています。 また、妊娠8 か月アンケートで面談希望の有無を確認し、希望がある場合は地区担当保健師が電話や訪問で支援を実施してま

			す。 それ以外でも、必要時には積極的に家庭訪問を行うなど、相談体制を整えています。今後も妊娠中からの切れ目ない支援を目指し、家庭訪問を実施していきます。
55	【106頁、2-(1) -イ-3】 各横須賀市内病院への病児保育設置について (病欠でのスタッフが確保できるため。病児保育があるためスタッフの精神的な軽減につながる)	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
56	【106頁、2-(1) -イ-3】 我が子が発熱した時親は熱のある子を置いて仕事など行けません。急な体調変化のために有休を消化することになります。働きやすい職場をめざすためにも病児保育の充実を切に願います。	1 件	病児・病後児保育センター 2 か所での実施のほか、新たに 1 か所を設置し、市内 3 か所の実施を目指すとともに、稼働率の向上等利用しやすい環境づくりを目指します。 また、民間ベビーシッター事業者等の保育サービス利用による訪問型病児・病後児保育利用助成制度の利用促進を図ります。
57	【106頁、2-(1) -イ-4】 子育て支援に対する要望（子育てにとって有効な支援）として、 ・教育・保育環境の向上 ・教育保育・保育サービスの充実 は職員側、保護者側どちらから見ても支援や対策が必要	1 件	106頁に記載のとおり、人材の育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、定員の適正化等により、教育・保育環境の向上を図ってまいります。

58	【109頁、2-(2) -ア-4】 情報活用能力として、情報モラル、情報リテラシー教育も推進し、SNS 等によるいじめの防止を図ってほしい。	1 件	情報活用能力を育成する中で、SNS等を安全に活用する力を育てていきます。
59	【111頁、2-(2) -イ-1】 プレーパーク事業等を行う民間団体への支援を行ってほしい。	1 件	現時点でプレーパーク事業を市の事業として実施する予定がないため、計画の掲載は行いませんが、今後、こどもの居場所づくりを進めるにあたっては、いただいたご意見を踏まえて検討してまいります。
60	【111頁、2-(2) -イ-1】 多様な居場所の例としてプレーパークを計画に追記してほしい。	1 件	プレーパークが地域にある多様な居場所のひとつであることは認識していますので、ご意見を踏まえ、例示に追記いたします。また、例示の有無に関わらず、今後、多様な民間の活動との連携に取り組んでいきます。
61	こどもが遊べる場所（屋内や屋外でのボール遊びなど）を確保してほしい。	2 件	ご意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、ボール遊びについてはNo.19～20の考え方をご覧ください。
62	【111頁、2-(2) -イ-2】 放課後児童支援員等が不足している。処遇の改善、働きやすい環境の整備や研修を充実してほしい。	17件	現在、放課後児童支援員等に対しては、「放課後児童支援員等処遇改善等加算」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善加算」、「放課後児童支援員等処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）加算」という補助金を適用していますので、それぞ

			れのクラブにおいて有効に活用することを想定しています。今後も国・県の補助制度の動向も注視しながら、放課後児童支援員等の処遇改善を検討してまいります。 また、放課後児童支援員等を対象とした研修の充実については、様々なご意見をふまえ今後も引き続き検討してまいります。
63	こどもが安心して過ごし、多世代が交流できるようなこどもの居場所づくりを、公共施設も有効活用して推進してほしい。	4 件	放課後子ども教室の全校開設、放課後児童クラブの新規開設を行いつつ、既存の公共施設の有効活用や地域や民間と連携しながら、放課後のこどもの居場所づくりを進めてまいります。
64	放課後児童クラブについて、新規開設時だけでなく、防災・災害対策への補助をしてほしい。 また、学校や町内会などの地域への協力の促進をお願いしたい。	1 件	防災・災害対策への補助については、今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。 また、学校や町内会などの地域への協力促進については、各クラブにおいて、「運営委員会」の場などを活用して実施していくことを想定しています。
65	放課後児童クラブの数を増やしてほしい。学校内に放課後児童クラブがない学校は、学校内に設置してほしい。	8 件	放課後児童クラブが不足している小学校区には、公設クラブも含め新規クラブの開設を検討していきます。また、小学校内へのクラブ設置については、各小学校の現状を踏まえて、教育委

			員会・小学校長に十分な協議を行い、対応策を検討してまいります。
66	スペースが狭いため、学校の空き教室が使えるように働きかけてほしい。	5 件	クラブの専用面積は、児童一人当たりおおむね1.65㎡としていますが、クラブによっては、定員以上の児童を受け入れているクラブもあります。 定員以上の児童を受け入れなくて済むように、クラブが不足している小学校区には新規クラブの開設を検討していきます。 小学校内の空き教室利用については、各小学校の現状を踏まえて、教育委員会・小学校長に十分な協議を行い、対応策を検討してまいります。
67	放課後児童クラブの適正規模化やニーズに応じたクラブ数の増加と設置について、追記が必要だと思います。 また、小学校の教室活用は難しい地域もあるため、小学校敷地内への専用施設の設置等も視野に入れたらどうかと思います。	1 件	「適正規模化、ニーズに応じたクラブ数の増と設置」については、160頁の事業の方向性の①に記載しています。 定員を超えているクラブがある小学校区や、クラブが不足している小学校区には新規クラブの開設を検討していきます。 なお、小学校敷地内への専用施設の設置については、今後の施策の実施にあたり貴重なご意見として承ります。

68	放課後児童クラブの修繕を市が補助してほしい。	1 件	現在も小学校内の放課後児童クラブに対して定期的に修繕を実施していますが、引き続き修繕の必要なクラブを対象に実施していきます。
69	学校内の学童は指導員のサポートによって不審者からの安全が確保されているため、校庭利用時間の制限を解除すべき。	1 件	小学校の校庭等の利用時間等については、放課後児童クラブの所在している小学校と放課後児童クラブとの間で決めているルールに従って運用しています。
70	学童によっては騒げない立地上あまり騒げないところもあるので、こどもにストレスのない環境づくりをしてほしい。	1 件	放課後児童クラブは子どもが日常的に遊びを行う場であり、室内においては、静かな遊びやごっこ遊び等ができるスペースを設けたり、活動的な遊びができるスペースには設備、備品等の安全対策を施す必要があります。 また、室外の遊びの場を確保する上では、学校、公園、図書館等地域の公共施設等を積極的に活用するよう周知していきます。
71	学校外の民設の放課後児童クラブについて、行政としてももう少し支援できる点がないか検討していただきたい。	1 件	民設民営の放課後児童クラブが抱えている運営面の課題については、クラブから状況を伺いながら、対応策を検討してまいります。また、クラブが公設化を希望する場合には相談もお受けしています。

72	放課後児童クラブへの補助金を拡充してほしい。	1 件	放課後児童クラブに対する補助金については、国・県からの補助金を活用するとともに、市独自の補助金を設定して、放課後児童クラブが安定的に運営できるよう支援しています。この補助金をそれぞれのクラブにおいて有効に活用することを想定しています。
73	放課後児童クラブについて、定員いっぱい子どもが放課後に落ち着いて過ごせる場所になっていないと感じる。 また、これから入学したり、仕事に復帰するために利用を希望するものの、なかなか空いているクラブが見つからず、不安を抱えている声を聞く。	1 件	定員以上の児童を受け入れなくて済むように、クラブが不足している小学校区には新規クラブの開設を検討していきます。
74	利用児童数や定員の問題があり、小学校内にある放課後児童クラブは部屋が一つでは足りないので、2つ以上借りられるようにしてほしい。休養スペースや調理スペースがないため衛生面やプライバシー面で不安がある。	2 件	小学校内の施設利用については、各小学校の現状を踏まえて、教育委員会・小学校長に十分な協議を行い、対応策を検討してまいります。
75	長期休暇中は放課後児童指導員の確保が難しい。	1 件	放課後児童支援員等の確保については、市のホームページに募集の記事を掲載して、支援しています。
76	新規学童の問い合わせが多く、特に桜小学区では学童が不足している。新設された学童が遠く、利用	1 件	令和7年度から桜小学校区の児童を対象に新規クラブを開設しますが、応募した事業者の意向

	しづらいとの声もあり、今後も利用者が増えることを考慮し、学区内に学童を増やしてほしい。		で、所在地は池上小学校区を予定しています。桜小学校からは距離が離れていますが、送迎により対応いただく予定です。
77	利用料の負担が県内の他の市に比べて大きいため、放課後児童クラブの利用料の補助を増やしてほしい。	1 件	現在、ひとり親世帯や多子世帯に対し利用料の低減策を行っています。利用料を無償にすることは難しいと考えていますが、利用者の負担軽減策については引き続き検討していきたいと考えています。
78	放課後児童クラブが学校内や学校近隣へ移転するための補助をしてほしい。	1 件	学校敷地外で実施している放課後児童クラブに対して、児童数の増加に伴い、より広い実施場所に移転し受入児童数を増やす場合や、防災対策としてより耐震性の高い建物に移転する場合などやむを得ないと認められる場合に移転に係る経費（移転にかかる経費及び移転前の実施場所に係る原状回復費のみ）の補助がありますので、必要に応じてご活用ください。
79	学童を開設する際の補助金を増やしてほしい。	1 件	クラブが不足している小学校区には新規クラブの開設を検討しています。 また、新規クラブを開設する際に活用できる補助制度もあります。
80	【112頁、2-(2)-イ-4】 放課後子ども教室と放課後児童クラブは併用できるのか。	1 件	放課後子ども教室と放課後児童クラブを利用することは可能です。

81	【112頁、2-(2)-イ-4】 放課後児童クラブと放課後子ども教室両事業の連携と交流が、なぜ全てのこどもの居場所の確保につながるのか。	1 件	ここでは共働き家庭等の児童が放課後子ども教室を利用できないことがないようにという意図ですので、その趣旨が伝わるよう、文頭に「親の就労に関わらず、」を追記いたします。 また、連携型と校内交流型の説明は112ページからは削除し、160ページに表現を修正して記載します。「連携型：共働き家庭等の児童も含めた全ての児童が参加・交流できるもの」「校内交流型：連携型のうち同一小学校等内で両事業を実施するものの」
82	放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブへの支援強化と、両者の連携によって、待機児童の解消と必要な福祉を受けられない子どもの実態改善が必要ではないか。	1 件	放課後等デイサービス事業所については、全体として市内では数は充足しつつあると考えていますが、重度障害のあるこども等、受け入れに特段の配慮や支援が必要なこどもが通所可能な事業所はまだ不足していると認識しています。放課後児童クラブとの連携も含め、支援が必要なこどもが適切な支援を受けられるよう、様々な取り組みを進めていきます。
83	必要な時に利用できるように子育て情報パンフレットを愛らんどに置いて、利用支援を推進してください。	1 件	子育ての行政サービスは、複数の担当課にわたるため、ご意見を共有し配架に努めます。

84	18歳未満のこどもの相談時に第三者としての意見表明等支援員が対応できる体制を作ってください。	1 件	こども本人が安心して話ができるよう、まずは相談を受ける相談員等が思いを適切に組み取り相談援助を行います。
85	【113頁、2-(2)-ウ-5】 子育てガイドは、必要な情報が広告に埋もれてしまっているため、見やすいように改善してください。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
86	【114頁、2-(2)-ウ-11】 就学前の幼児についても、スマートフォンなどの長時間使用は心身への影響があるといわれている。幼児とその保護者を対象とした施策が必要。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
87	【116頁】 不登校児童生徒がノートPC等を自宅で活用し、教育情報を入手できるようにしてほしい。	2 件	登校が難しい場合は、保護者同意のうえで1人1台端末を自宅に持ち帰ることができるようになっていきます。オンラインで教室とつないだり、課題を共有したりするなど、一層の活用を推進してまいります。
88	【116頁】 不登校でも、健康診断や心のケアを自宅や近隣の病院保健所等で無料で受診できるようにしてもらいたい。	1 件	不登校児童生徒が利用している相談教室では、在籍校以外の場所で健康診断を実施できる仕組みを整えています。今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。

89	【116頁】 学校外の学びの場や居場所、学習ツールなどに詳しい人に相談できるようにしてほしい。こども家庭庁がモデル事業として進めている「不登校対策のコーディネーター」配置について、フリースクールや教育有識者、当事者保護者や子ども、自助グループと共に、ニーズ調査や情報共有していけると、子育てしやすい街になると感じています。	1 件	現在の校内支援体制の中では、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが、その役割を担っています。適切に対応できるよう関係職員の資質向上に向けて取り組んでいきます。また、「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」など、他自治体の取り組みについて研究していきます。
90	【116頁】 不登校になった場合の学校外の相談先の情報を、入学式のしおりに入れてほしい。 給食費は、登校できて食べた数だけ後払いできることを市内各校の共通認識にしてほしい。学校によって対応にバラつきがあるのは許されない。食べない給食費を毎月支払い続けることのないようにしてほしい。	1 件	教育委員会では、学校外の相談先として、教育委員会教育相談や電話相談窓口、相談教室の案内を市立小中学校の全児童生徒に毎年6月頃、学校を通して配付しています。貴重なご意見として承ります。 給食費については、個々の登校状況や本人・保護者の考え方が多様であることなどから、学校は慎重に対応しています。保護者の方と学校との相談の上、判断いただくこととなりますので、お子さんにとって望ましい対応を学校とご相談いただければと思います。なお、次のいずれかに該当する場合には給食を停止することができ、このことは各学校に周知しています。 (1) アレルギー等により、完

			全給食の全てを摂取することができない場合 (2) 連続して7日以上欠席することにより学校給食を受けない日数が7日以上あることがあらかじめ判明している場合
91	【116頁】 県教委「メタバースの活用による新たな居場所づくり推進事業」を積極的に活用してほしい。学習やコミュニケーションのツールとして、学校のPCを希望する不登校家庭には貸与してほしい。	1 件	県教育委員会と連携しメタバースの活用については取り組みを進めてまいります。 登校が難しい場合は、保護者同意のうえで1人1台端末を自宅に持ち帰ることができるようになっていいますので、一層の活用を図ってまいります。
92	【116頁】 プラン策定の趣旨に基づき、不登校生の増加抑止に向けて、人的支援と予算を増やしてほしい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
93	【116頁】 不登校児の増加に対する具体的な支援策が不足しているため、教育行政との縦割りを超えて、状況に応じた支援計画を策定してほしい。	1 件	こども青少年相談では、学校を休みがちなど、生活の中で生じる様々な悩みや問題を抱えているお子さんと保護者の相談をお受けしています。必要時、教育委員会とも連携して支援を行っています。
94	【120頁、3-(2)-イ-1】 ファミリー・サポート・センターの概要説明が、保育施設を補完するためのような説明になっている。	1 件	国の実施要綱に記載されている活動内容の中で、本市の利用件数が多いものを記載しています。

95	ゲーム・薬物・アルコールへの依存についての積極的な支援をしてほしい。	1 件	こども青少年相談では、こどもの行動の悩みについて、青少年相談員（公認心理士・臨床心理士）がカウンセリングを行っており、必要時、医療や関係機関への紹介をしています。また、青少年の健全育成・非行防止のための理解・協力を得られる青少年健全育成協力店にステッカー取り付けの協力を得て、周知・啓発活動を行うとともに、市民向けに非行防止講座を開催しています。
96	子育てガイドを母子手帳を受け取るとき等だけでなく、節目節目で配布してほしい。また、学童クラブなど子育てガイドに掲載の民間の施設などにも配布して周知していただきたい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
97	【125頁、3-(2)-ウ-20】 愛らんど追浜の空調設備は子育て支援施設に適さない騒音を発しており、利用者からも指摘されているため、安全で快適に利用できるよう改善してほしい。	1 件	現場の状況を確認の上、必要に応じて対応してまいります。
98	【128頁、3-(3)-イ-2】 行政が家族愛を育む教育指導ができるのか。	1 件	各学校において、児童生徒に対して、生活科、家庭科、技術・家庭科、道徳科を中心に家族・家庭生活や、家族の協力することの大切さ等について学習（指導）を行います。

99	【129頁、3-(4)-イ-1】 こども未来プランに記載される養育費に関する支援は必要と思いますので、周知に力を入れてほしい。	1 件	養育費支援はもちろんのこと、他のひとり親支援に関する情報も含めて周知をしてまいります。
100	プランの対象者である、こどもや若者、子育て当事者を計画立案時から協議会に加えるべきである。	1 件	計画案の策定にあたり、児童福祉審議会子ども・子育て分科会のオブザーバーとしてこども・若者当事者の方を公募し、議論に参加いただきました。また、子育て当事者としては、審議会委員に公募委員（利用者）としてご参加いただいております。詳しくは、資料編の188頁をご覧ください。
101	【130頁、4-(1)-ア-2】 児童福祉審議会におけるこども・若者の登用は、5年かけて検討ししないのか。	1	計画案の策定にあたり、児童福祉審議会子ども・子育て分科会のオブザーバーとしてこども・若者当事者の方を公募し、議論に参加いただきました。 今後もどのように参加していただくか、検討してまいります。
合計		134件	

(4) 第5章 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

No.	意見の概要	件数	考え方
102	人手不足、労働条件、環境の悪さは緊急性の高い課題として設定されるべきである。	1 件	167頁の第5章「7 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策」に記載のあるとおり、職員の資質向上、待遇改善を行ってまいります。

103	【139頁】 図において、久里浜・北下浦行政センター区域の説明がない。	1 件	記載が漏れていたため、追加いたしました。
104	【145頁】 「既存施設の定員適正化」とは、どのようなことか。 「区域を超えた確保方策」とはどのようなことか。	1 件	「既存施設の定員適正化」は、例えば既存施設の利用定員の中で、利用区分の内訳変更（1号を減じ、2号を増とする）などを指します。 また「区域を超えた確保方策」とは、例えば久里浜・北下浦地区の方が、逸見・中央地区の施設を利用するなど、区域間の調整を行うことなどを指します。
105	【149頁】 愛らんどについて、久里浜・北下浦地区は1か所のみの確保方策しかない。また、愛らんど久里浜は狭いのでスペースを拡充してほしい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
106	【45頁、150頁】 こんにちは赤ちゃん事業について、令和5年度の実績が45頁では1,653人だが、150頁では1,711人となっている。この違いは何か。 また、この事業は受けない方への対策が重要なので、パーセンテージをわかるようにしてはどうか。	1 件	1,711人は、里帰り中の市外住民への訪問等も含めた助産師・保健師の全訪問数を記載していたため、本事業の訪問対象者である1,653人に訂正しました。 （152頁参照）なお、訪問対象となるすべての家庭を訪問しています。
107	今後、保育のニーズや利用率などはどうなっていくのか。また、確保方策とありますが、幼稚園や保育園の定員などの内訳はあるのか。	1 件	ご意見も踏まえて、144頁以降に保育利用率や確保方策の内訳を記載しました。

108	【145頁】 「国の補助金等を活用した施設整備を行い、安全確保に努めます」というのは、どのようなもののイメージか。	1 件	園児等が安全・安心な環境で過ごすことができるよう、既存施設が行う施設や設備の改修を想定しています。ご意見をふまえ、「安全・安心な」などの文言を追記しました。
109	学校と放課後児童クラブとの連携について、教育委員会に働きかけてほしい。 「学校との連携」のなかに、放課後児童クラブを明記してほしい。	1 件	安全・安心な学童クラブを安定的に運営していけるよう今後も学校や関係課との連携を継続し、努力します。「学校と放課後児童クラブとの連携」については、161頁の事業の方向性の⑦に記載しています。
110	生活保護世帯について、民設クラブでも利用料が経費として申請できるように知らせてほしい。	1 件	現在、公設放課後児童クラブにおいて就学援助制度の対象者に対して利用料の減免等はしておりません。 放課後児童クラブの利用料にかかる情報は、利用者に適切に周知してまいります。
111	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用について、特別教室等のタイムシェアは避けてほしい。	1 件	現在、放課後子ども教室については既にタイムシェアで使用教室を確保しています。放課後児童クラブには専用区画が必要なことから、ベースとなる場所をタイムシェアで行う考えはありませんが、専用教室の確保が難しい場合には、ベースでない場所のタイムシェアについて各小学校の現状を踏まえて、教育委員会・小学校長に十分な協議を行い、検討してまいります。

112	放課後児童支援員等の研修を充実し、必要な知識と技術の取得を図るという部分については、研修と同時に支援員の資格取得も必要になってくるのではないかと。 放課後児童支援員等を確保するには、放課後児童支援員が教育や保育士と同様に、資格が必要な専門的な仕事であるということが広く世の中に認知されることが重要なのではないかと。	1 件	ご意見のとおり、放課後児童クラブで支援員として働くためには放課後児童支援員の資格取得は必要ですし、放課後児童支援員になるには資格が必要な専門的な仕事であることが広く認知されることも重要だと考えています。
113	放課後児童クラブにおける、事業の方向性の内容で、特別な配慮を要するこどもや家庭について、ひとり親家庭などの困難な家庭に対する支援の連携も期待する。	1 件	161ページの事業の方向性の⑧その他の「特別な配慮を必要とするこどもや家庭について」には、ひとり親家庭も含まれていると考えています。
合計		12 件	

(5) 第6章 プランの達成状況の点検及び評価

No.	意見の概要	件数	考え方
114	【173頁】 「本プランを実施していくためには、（中略）こども・若者もそれぞれの成長や発達に応じた役割を担うことが期待されています。」とは、どのようなことか。	1 件	こども大綱の基本的方針にも「こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつなが」ることから、記載しています。 なお、その機会を確保することは、こども基本法の基本理念としても謳われているところです。
合計		1 件	

(6) その他 第3期横須賀こども未来プランの策定に関する意見

No.	意見の概要	件数	考え方
115	支援級を希望しているが、はぐくみかん（療育相談センター）の予約がなかなか取れないため、もう少し早く相談できる体制を整えてもらいたい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
116	どこに力点を置き、どのような成果を上げ、予算がいくらかかるのか分からない。	1 件	第3章ではプランが目指す方向性について、また第5章では目標事業量（量の見込み）とそれに対応するための方策（確保方策）を記載していますのでご覧ください。 また、各事業にかかる予算額は年度ごとの予算編成を経て決定していくため、プランでは記載しておりません。
117	今後のこども関連の計画策定の際には、こども向けにわかりやすい資料を作り、こどもからもパブコメを募集するようにしてもらいたい。	1 件	今後の計画づくりにあたり、貴重なご意見として承ります。 なお、今回の計画づくりにあたっては、審議会のオブザーバーとしてこども・若者のみなさんを公募し、検討の議論に参加していただきました。詳しくは資料編の188頁をご覧ください。
118	進行管理で、第4章の具体的な施策の結果と成果、子どもの自主性・主体性が生かされたか、プレーパーク活動の支援ができたかについて、期待したい。資料が多く読み取りが十分にできなかった。	1 件	今後の進行管理にあたり、貴重なご意見として承ります。

119	これからも子育てをしている家庭から丁寧に意見を集めてもらいたい。	1 件	今後の計画づくりにあたり、貴重なご意見として承ります。 なお、今回の計画づくりにあっても、一部無作為抽出ではありますがニーズ調査を行い、計画づくりに活用させていただきました。
合計		5 件	

(7) その他意見

No.	意見の概要	件数	考え方
120	市内への転入を増やし市内からの流出を防ぐためこども施策を充実させることと同時に、特に女性が働く場を創出することが重要と考える。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
121	家庭の考え方によって、こどもの体験格差が大きくなっている。そこに留意した施策が必要である。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
122	行政、学校、保育園、放課後児童クラブ、放課後デイサービスなど、子どもに関わる機関の連携をもっと深めてもらいたい。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。 なお、連携については、第4章の事業番号4－(3)－アー1「こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催」などを通じて取り組んでまいります。
123	北九州市の「希望のまち」プロジェクトのように、こどもと高齢者の福祉を分けないで考えていく必要がある。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。

124	不登校の親の会や子ども若者支援団体が活動するにあたって、会場使用料の減免などの支援が必要である。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
125	現学校教育システムが「子どもたちを追い詰めていることに大人が気づき、教育全般のシステムと環境を変えていくこと」が急務だと感じている。	1 件	今後の施策の実施にあたり、貴重なご意見として承ります。
126	小学校の統廃合（走水小学校など）に関して、こどもの人権、情操問題に考慮してどのように丁寧な説明、計画を進めて現在どういう状況になっているか明らかにしてもらいたい。	1 件	教育委員会において、保護者への説明会を開催し、ご理解を求めるとともに、学校において、児童への説明を行っています。児童に対しては、現在、ふれあい相談員が走水小学校と馬堀小学校の両校を行き来して状況把握を行っています。併せて、両校児童の交流等を実施するなど、両校の児童が円滑に新たな環境で学べるように取り組みを進めているところです。 また、令和7年度からは統合後の学校生活が不安なく送れるよう、馬堀小学校に校内教育支援センターを開設する予定です。
127	教員の負担軽減と処遇改善を早急に進め、子どもが安心して過ごせる学校を実現し、教員の途中休職や離職を減らす施策をプランに含めてほしい。また、市内の教員に関するデータを公表し、地域社会と問題を共有することや、1クラ	1 件	近年、代替職員の不足により、様々な影響が出ていることは承知しています。年度途中で休職・離職してしまう状況の改善には、臨時的任用職員の登録を増やすことが第一ですが、横須賀市に限らず他市町村において

	ス20人程度にしてクラス数を増やし、学校の統廃合を減らすことで教員のゆとりを確保することはできないか。これにより、地域の災害時に役立つ学校設備の維持と教員確保と合わせて取り組んでほしい。	も困難な状況が続いています。そのような中、業務内容の精選を進めていくことが大切であると考えます。教育政策課と共有をしながら、方策に生かしていきたいと思います。なお、市内の教員の必要数、採用数、退職・離職者数を公表することについては、日々状況が変化していることもあり、難しいと考えますが、欠員を解消できるよう、県教委や他市町村と情報交換を行いながら、人材確保に尽力していきます。 1 クラスの人数については、 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により決められています。令和3年度より、小学校の学級編制の基準を段階的に35人に引き下げ、来年度より、小学校については、全学年35人学級編制となります。中学校についても、令和8年度から3年かけて順次導入される方針となり、35人学級編制が実現する見込みとなりました。今後も国や県の動向を見定め、必要に応じて働きかけを行っていききたいと思います。
合計	8件	